
第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 18 年 9 月 26 日 (火曜日)

議事日程

平成 18 年 9 月 26 日 午後 1 時 30 分開議

- 日程第 1 議案第 111 号 平成 17 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 112 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 113 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 114 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 115 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 116 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 117 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 118 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 119 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 120 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 121 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 122 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 123 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 124 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 125 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 126 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 127 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 128 号 平成 17 年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 129 号 平成 17 年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 130 号 大山町教育審議会条例の制定について
- 日程第 21 議案第 131 号 大山町大山辺地に係る総合計画の変更について
- 日程第 22 議案第 132 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 133 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 134 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 135 号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 136 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 27 議案第 137 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 138 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 139 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 30 議案第 140 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 141 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 142 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 33 議案第 143 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 34 議案第 144 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 145 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 陳情第 15 号 「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望
- 日程第 37 陳情第 20 号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める陳情
- 日程第 38 発議案第 7 号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書について
- 日程第 39 陳情第 22 号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情
- 日程第 40 発議案第 8 号 鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書について
- 日程第 41 陳情第 16 号 酪農・集落営農・WTO 農業交渉に関する陳情

- 日程第 42 陳情第 18 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情
- 日程第 43 発議案第 9 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書について
- 日程第 44 陳情第 19 号 被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情
- 日程第 45 陳情第 21 号 市町村の国民保護計画作成に反対する陳情
- 日程第 46 議員派遣について
- 日程第 47 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 48 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 49 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 111 号 平成 17 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 112 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 113 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 114 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 115 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 116 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 117 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 118 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 119 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 120 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 121 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 122 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 123 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第 14 議案第 124 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 125 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 126 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 127 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 128 号 平成 17 年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 129 号 平成 17 年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 130 号 大山町教育審議会条例の制定について
- 日程第 21 議案第 131 号 大山町大山辺地に係る総合計画の変更について
- 日程第 22 議案第 132 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 133 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 134 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 135 号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 136 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 27 議案第 137 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 138 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 139 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 30 議案第 140 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 141 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 142 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 33 議案第 143 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 34 議案第 144 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 145 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 陳情第 15 号 「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望
- 日程第 37 陳情第 20 号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める陳情

- 日程第 38 発議案第 7 号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書について
- 日程第 39 陳情第 22 号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情
- 日程第 40 発議案第 8 号 鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書について
- 日程第 41 陳情第 16 号 酪農・集落営農・WTO 農業交渉に関する陳情
- 日程第 42 陳情第 18 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情
- 日程第 43 発議案第 9 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書について
- 日程第 44 陳情第 19 号 被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情
- 日程第 45 陳情第 21 号 市町村の国民保護計画作成に反対する陳情
- 日程第 46 議員派遣について
- 日程第 47 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 48 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 49 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之 助役 …………… 田 中 祥 二

教育長	山田 晋	代表監査委員	椎木 喜久男
大山支所長	河崎 博光	中山支所長	田中 豊
総務課長	諸遊 雅照	企画情報課長	後藤 透
住民生活課長	福田 勝清	税務課長	野間 一成
地域整備課長	押村 彰文	産業振興課長	渡辺 収
水道課長	小西 正記	福祉保健課長	松岡 久美子
人権推進課長	近藤 照秋	教育次長	狩野 実
社会教育課長	麴谷 昭久	幼児教育課長	高木 佐奈江
診療所事務局長	中田 豊三	農業委員会事務局長	高見 公治

開議宣告

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第111号から日程第19 議案第129号

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第111号 平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第129号 平成17年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの19件を一括議題にします。審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長 荒松廣志君。

○決算審査特別委員長（荒松 廣志君） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。報告書を配布してもらっていますので、ごらんいただきたいと思います。読み上げて、報告にかえます。

決算審査特別委員会審査報告書、平成18年9月26日、大山町議会議長 鹿島 功様
決算審査特別委員会委員長 荒松廣志。

平成18年9月15日、平成18年第10回大山町議会定例会において設置された議員全員による決算審査特別委員会に付託された平成17年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計の決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1 事件名は、議案第111号 平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第129号 平成17年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで計19議案であります。

2 事件の内容は、決算審査であります。

3 審議の経過ですが、付託を受けた19議案について、分科会方式により平成18年9月15日、19日、20日の3日間審査を行いました。各会計の疑問点について各担当課長に質問し、説明を受けております。22日には全体審査を行い、各分科会の長からそれ

ぞれの分科会の審査の報告を受け、質疑・答弁を行ったのち全体の審査のまとめを行いました。

4 審議の結果でございますが、付帯意見をつけて、全議案について認定すべきものと決定いたしました。

5 付帯意見でございますが、(1)としまして17年度決算の町税収入済額が14億9,000万円であるのに対し、税や使用料等の未収金の総合計額は6億3,000万にものぼっております。町長におかれまして、未収金の徴収・回収は合併した今がチャンス、今しかないという気構えで、18年度末までに滞納対策室を中心にしてすべての未収金について精査をしながら、町長以下全職員が一丸となって法的措置をとるなど実行ある措置を講じ、成果をあげることに。また、保証人のある住宅新築資金や町営住宅使用料は、保証人にも請求すること。(2)としまして、国民健康保険診療所特別会計は経営内容の一層の健全化、明朗化が必要であり、早期に企業会計への移行を求める。以上で、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。これから議案第111号 平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第111号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第111号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第112号 平成17年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第112号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第112号は、認定することに

決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第113号 平成17年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第113号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第113号は認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第114号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第114号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第114号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第115号 平成17年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第115号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第116号 平成17年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第116号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第117号 平成17年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第117号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第117号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第118号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第118号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第119号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第119号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第119号は、認定することに

決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第120号、平成17年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第120号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第120号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第121号 平成17年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第121号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第121号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第122号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第122号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第122号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第123号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第123号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第123号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第124号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第124号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第124号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第125号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第125号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第125号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第126号 平成17年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第126号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第126号は、認定することに

決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第127号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第127号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第127号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第128号 平成17年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第128号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第128号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第129号 平成17年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第129号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第129号は、認定することに決定しました。

日程第20 議案第130号

○議長（鹿島 功君） 日程第20、議案第130号 大山町教育審議会条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第130号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第131号

○議長（鹿島 功君） 日程第21、議案第131号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第131号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第132号

○議長（鹿島 功君） 日程第22、議案第132号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第132号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第132号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第133号

○議長（鹿島 功君） 日程第23、議案第133号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第133号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第133号は、原案のとおり可

決されました。

日程第 2 4 議案第 1 3 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 4、議案第 1 3 4 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 3 4 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 1 3 5 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 5、議案第 1 3 5 号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 3 5 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 3 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 1 3 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 6、議案第 1 3 6 号 損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 3 6 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 1 3 7 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 7、議案第 1 3 7 号 平成 1 8 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第137号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第138号

○議長（鹿島 功君） 日程第28、議案第138号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第138号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第139号

○議長（鹿島 功君） 日程第29、議案第139号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第139号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第140号

○議長（鹿島 功君） 日程第30、議案第140号 平成18年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第140号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第140号は、原案のとおり可

決されました。

日程第 3 1 議案第 1 4 1 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 1、議案第 1 4 1 号 平成 1 8 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 4 1 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 1 4 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 2、議案第 1 4 2 号 平成 1 8 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 4 2 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 4 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 1 4 3 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 3、議案第 1 4 3 号 平成 1 8 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 4 3 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 4 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 1 4 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 4、議案第 1 4 4 号 平成 1 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第144号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第145号

○議長（鹿島 功君） 日程第35、議案第145号 平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第145号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

日程第36 陳情第15号から日程第40 発議案第8号

○議長（鹿島 功君） 日程第36、陳情第15号 「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望から、日程第40、発議案第8号 鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書まで計5件を一括議題とします。

審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） ただいま議題になりました陳情3件と発議案2件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明をいたします。

審査年月日は平成18年9月20日7人の委員全員で審査いたしました。

まず、陳情第15号 「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望であります。

陳情内容は、政府が10月から創設する「認定子ども園」について、認可外施設の公認化により児童福祉が低下するとの趣旨から出されたものですが、必ずしも児童福祉が低下するとは認められず、また、すでに法案が6月の国会で成立していることから、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第20号は、障害者の生活と福祉の危機打開を求める陳情です。

陳情内容は、障害者自立支援法が、平成18年4月1日に施行となりましたが、障害者の応益負担が重く、施設の入所・通所を断念する、通所日数を減らすなど、深刻な事態が現れており、障害者本人・家族・関係者に、福祉サービスに対する不安が増加しているこ

とから、費用負担について、所得に応じた無理のない応能負担に改善すること、障害者が必要とするサービスが行政の責任で確保されること等を求めるものです。協議の結果、要望事項の願意妥当として、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、発議案第7号は、陳情第20号を審査し、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書を朗読させていただきます。

障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法は、応益負担によって、様々な困難を抱えて生活している障害者に重くのしかかり、入所施設を退所し自宅引取りする、通所を断念する、通所日数を減らす、施設の食事提供を断る等の事例も生まれており、深刻な事態を作り出しています。

また、利用者・家族・関係者の間には、新しい障害程度区分で、今まで利用していたサービスが利用できなくなるのではないかという強い不安が広がっています。事業者・職員にとっても公費水準や基準の見直しで「これまでのような事業運営が続けられない」「今後職員として、仕事を続けていけるのか」という不安が広がっています。

すでに平成18年4月からの施設・事業報酬の月額払いから日額払いへの変更は、運営費の大幅な削減となっており、事業運営は圧迫され、不安定雇用が急速に広がり、福祉サービスの質の低下による混乱が強く懸念される事態となっています。そのうえ新しいサービス体系の報酬のさらなる引き下げは極めて深刻です。

さらに平成18年8月24日の障害保健福祉関係主管課長会議で、地域において障害者の生活を支えてきた、小規模作業所や障害者デイサービス事業所等が、地域活動支援センターに移行する基準として、「地域活動支援センターに関する基準」(省令案)を「10人以上の人員が利用できる規模とする」という方向で検討しているとされていますが、これでは、障害者の地域生活を支える小規模事業所を切り捨てる内容となってしまう、事態はこうした点でも深刻です。

貴職が、当事者・家族・関係者の間に広がる強い不安と深刻な実態を把握していただき、障害者の必要とする福祉サービスが安心して利用できるように、下記の事項について大至急見直しされることを要望いたします。

1. 自立支援法による利用者負担が施設退所や通所日数の削減、ホームヘルプサービス等の利用抑制を生んでいる実態を踏まえ、所得に応じた無理のない応能負担に改善すること。

2. 障害程度区分は、障害の実態や生活の困難さ、ニーズを的確に反映するものとし、障害者が必要とする支援を受けることが、制限、抑制されることがないように抜本的に改善すること。また、サービスの利用決定にあたっては、障害程度区分による強制的な利用決定ではなく、自己決定を尊重した制度とすること。

3. 自立支援法による施設及び事業体系の見直しとそれに基づく新たな報酬単価の設定、

職員配置基準は、施設及び事業が安定的に運営できる基準とし、事業・運営を支える職員の不安定雇用を拡大してサービスの質の低下を招かないようにすること。

4. 「市町村障害福祉計画」に基づく基盤整備に対する財政支援を強化すること。

5. 地域生活支援事業については、市町村の財政圧迫が起こらないよう、必要な予算を確保すること。

6. 小規模作業所や小規模デイサービス事業所等が、希望する事業に移行できるよう定員等の基準の見直しを行なうこと。また、これらの事業所が事業廃止に追い込まれることのないようにすること。

7. 平成18年10月からのグループホームの基準・報酬の引き下げは、運営を著しく困難にするものです。グループホーム閉鎖などの深刻な動きも生まれており、少なくとも支援費制度のもとでの考え方や報酬単価に戻すこと。

8. 児童デイサービスが果たしてきた重要な役割を評価し、放課後活動やレスパイトを実施する児童デイサービスが継続できる基準・報酬とすること。

9. 障害児童福祉への契約制や応益負担は中止すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年9月26日、鳥取県大山町議会、宛先は厚生労働大臣宛てでございます。議員の各位の絶大なご賛同お願いいたします。

次に、陳情第22号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情です。

陳情内容は、教育基本法改正について、国民の間に様々な議論があることから、慎重審議の上、廃案を求めること、現行基本法の理念を学校と社会に生かすことを求めるものです。大山町議会では、昨年6月に教育基本法の早期改正を求める陳情を行っていることから、不採択とすべきものと決しました。

次に、発議案第8号は、鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書についてであります。教育支援センターは鳥取県が不登校児童に対し、学校への復帰を支援するために、県内各地に設置しているもので、大山町内にも林業振興センター内に「キャラボク教室」があり、町内7名、琴浦町1名、米子市1名、計9名の不登校の小中学生が利用しています。不登校児童の集団適応、学力保障に大変大きな役割を果たしてきたこの教育支援センターですが、鳥取県は、平成18年度をもって閉鎖する方針を示しています。

本案は、教育支援センターに通う児童生徒が広域化し、また不登校の状態が恒常的でないことに鑑み、今後、市町村において、同施設を設置・運営することが困難であることから、引き続き鳥取県において運営されることを求めるものです。

それでは、鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書を朗読させていただきます。

会議規則第14条の規定により、この議案は提出します。鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書、近年、小中学校における不登校児童生徒の増加は、教育問題であると

同時に、大きな社会問題と認識されるに至っている。特に、鳥取県は、平成10年度、11年度には、中学校における不登校生徒の出現率が全国一という深刻な状況があった。そうした状況の中で、鳥取県においては、不登校の児童生徒に対し、学校への復帰を支援するため必要な相談・指導・援助を行う鳥取県教育支援センター（適応指導教室）が県内各地に設置された。これは、心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置等と並んで、鳥取県の不登校対策の主要施策として取り組まれ、大きな成果をあげてきたところである。その結果、不登校児童生徒、保護者、学校関係者はもとより、教育に関心のある県民の多くからも絶大な評価を得てきている。

しかるに、県教育委員会においては、不登校児童生徒に対する対応や支援は、小・中学校の設置者である市町村の業務であるとの理由から、平成18年度をもって、教育支援センターを廃止することが検討されている。

次代を担う児童生徒の育成は当該市町村の責務であることは言うまでもない。しかし、教育支援センターに通う児童生徒の出身地は複数の市町村にわたって広域化していること、不登校の状態は恒常的なものではなく、年度の途中であっても入級者が変動していること、専門的な知識や高い識見を持った指導者（教育相談員、教育指導員など）の安定的な確保が必要であること等を鑑みると、市町村が設置・運営することは困難であり、県行政のもと広域的に設置・運営されるべきものである。

よって、鳥取県並びに鳥取県教育委員会においては、不登校の児童生徒に対し、生活スタイルの改善、集団への適応、学力保障等を行い、学校への復帰を支援するための必要不可欠のシステムとして、教育支援センターの存続を強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年9月26日、鳥取県大山町議会、宛先は、鳥取県知事、鳥取県教育長宛てでございますが、それ以外に7名の方に添書として送る予定であります。以上、議員各位の絶大なご賛同をお願いいたします。また議長におかれては、本案が可決されました後は、県内各市町村議会ほか関係各位に対して本意見書への賛意を求めていただき、意見書の趣旨が県に充分汲取られるようご努力頂きますよう要望いたします。

以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第15号 「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。この陳情を採択す

ることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第15号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第20号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第20号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第20号は、採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第7号 障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第7号を採決します。本案は原案のとおりのとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第22号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第22号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第22号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第8号 鳥取県教育支援センターの存続を求める意見書についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第8号を採決します。

本案は原案のとおりのとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第41 陳情第16号から日程第43 発議案第9号

○議長（鹿島 功君） 日程第41、陳情第16号 酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情から、日程第43、発議案第9号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書についてまで、計3件を一括議題とします。審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（小原力三君） ただいま議題となりました陳情2件と発議案1件について、経済建設常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明をいたします。

審査年月日は、平成18年9月19日、審査人員は全員の7名でございます。

まず陳情第16号は、酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情であります。陳情内容は、少子化などの影響で、消費が落ち込んでいる牛乳の消費拡大、集落営農による地域農業の再建、そして、最先端輸出物の優先、という国策のあおりを食った農産物輸入関税の緩和阻止、集落営農については、地域差があり、全てに合致しないまでも農業が基幹産業である本町を鑑み、願意妥当とし、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第18号は、「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情であります。陳情内容は、「品目横断的経営安定対策」の作物は小麦・大豆・てんさいなどで、本町では不具合な作物である事、また、農協が進めているが、まだ中身がみえてこない。規模の面においても、地域の実情を踏まえた担い手を確保するという内容であります。願意妥当として採択すべきものと決しました。

次に、発議案第9号は、陳情第18号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書を朗読させていただきます。

「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書、政府が昨年10月に打ち出した「品目横断的安定経営対策」に基づき、今、全国的にその認定作業が推し進められ、地域の実情を無視した性急な取り組みに関係者のなかで不安と混乱が生じています。

「品目横断的対策」は、これまで全農家を対象にした小麦、大豆などの品目ごとの価格保障を全廃し、2007年から要件を満たす農家、集落営農だけを対象にして、「諸外国との生産格差の是正」（げたというそうでございます）と「収入変動による影響緩和」（ならしというそうでございます）を組み合わせた「経営安定対策」を実施するとしています。

しかし、支援を受けるための要件が現実と大きくかけ離れているため、多数の農家が対象からはずされ、生産を継続することが困難になります。小麦、大豆を中心にした生産調整機能も維持できなくなります。その結果は、さらなる米価暴落の引き金となり、過疎化を加速させるなど、農山村の困難をさらに助長しかねません。

また、支援の対象となっても、関税を引き下げて輸入を拡大し、外国の安い輸入原価と競争することが「対策」の前提であります。一切の価格の下支えがないまま、「品目横断的経営安定対策」を実施しても、経営を維持することができるのかはなほ疑問であります。さらに、「諸外国との生産格差の是正対策」（げた）の主要部分が「過去の作付け実績」（平成16年から18年）を基準にしているため、支援対象品目の生産拡大につながらず、自給率向上に逆行することも重大であります。

農家への「対策」の周知は極めて不十分であり、農水省が最終的な交付水準も明らかにしていないなかで、対応を拙速に求めることほど乱暴なことはありません。食糧自給率を向上させるため担い手を増やすことが緊急の課題になっているとき、多数の農家を農政の対象からはずすことは許されません。

家族経営を基本に、地域の実情を踏まえた多様な形態の経営を尊重し、価格保障と直接支払いで支える経営安定対策こそが地域農業の振興に不可欠です。

よって、下記の事項の実現を強く求めます。記、1. 「品目横断的経営安定対策」を中止し、意欲あるすべての農家を対象に価格保障を基本にした経営安定対策を実現すること。2. 最低限、農家への周知徹底をはかり、地域で十分に話し合うことを保障するため、平成19年からの制度開始を一旦凍結すること。3. 規模の大小を基準にするのではなく、

地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年9月26日鳥取県大山町議会、あて先は内閣総理大臣でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第16号 酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第16号は、採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に陳情第18号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第18号は、採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第9号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第44 陳情第19号から日程第45 陳情第21号

○議長（鹿島 功君） 日程第44、陳情第19号 被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情から、日程第45、陳情第21号 市町村の国民保護計画作成に反対する陳情まで計2件を議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 総務常任委員長の方から、ただいま上程になりました陳情2件について、審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成18年9月15日、審査人数は7名です。

はじめに、陳情第19号は、被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情であります。

主な意見は、陳情の趣旨はよく理解できるが、救済の範囲を国外被爆者の2世・3世まで拡大するというのはいかがかという結果になり、ことで決をとったところ趣旨採択が4人、採択が2人という結果になり、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第21号は、市町村の国民保護計画作成に反対する陳情です。平和は国民の願いであります。災害にしろ防衛にしろ非常時の際は、公のため、自からを犠牲にする考えも必要となります。よって、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 陳情第19号 被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第19号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第19号は、趣旨採択すること

に決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第21号、市町村の国民保護計画作成に反対する陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第21号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第21号は、不採択とすることに決定しました。

日程第46 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第46、議員派遣についてを議題にします。会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思います。お諮りします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第47 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（鹿島 功君） 日程第47、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。教育民生常任委員長から、陳情第17号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第48 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（鹿島 功君） 日程第４８、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、家畜糞尿の処理状況について、会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第４９ 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（鹿島 功君） 日程第４９、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成１８年第１０回大山町議会定例会を閉会します。ごくろうさんでした。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後２時３４分 閉会